

公募型プロポーザル手続等に関する説明書

愛媛県立病院物品管理運営業務

令和6年12月

愛媛県公営企業管理局県立病院課

1 業務の概要

- (1) 業務名 愛媛県立病院物品管理運営業務
- (2) 対象施設 県立今治病院（今治市石井町4丁目5番5号）
県立新居浜病院（新居浜市本郷3丁目1番1号）
- (3) 期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 内容 県立病院において、院内SPDを導入し、診療材料等の発注、検収、搬送、価格交渉等の物品管理業務を委託する。詳細は別添「愛媛県立病院物品管理運営業務仕様書」による。なお、優先交渉権者を特定後にあらためて仕様書を作成するものとする。

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月7日、愛媛県告示第192号）第3条による愛媛県の入札参加資格を得ていること。
- (2) 令和7年1月6日現在、過去3年間において医療機関で病院物品管理運営業務の受託実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 参加表明書受領の期限の日から企画提案書の受領の期限の日までの期間に、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 担当部局及び連絡先

愛媛県 公営企業管理局 県立病院課 指導係

住所：〒790-0012 愛媛県松山市湊町4丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階

電話：089-912-2813（直通）

FAX：089-947-6007

メール：kenbyouin@pref.ehime.lg.jp

4 参加表明

プロポーザルに参加を希望する者は、あらかじめ参加表明書（様式1）を提出すること。

なお、期限内に参加表明書を提出していない者は、プロポーザルに参加することができない。

- (1) 期限：令和7年1月6日（月）17時15分
- (2) 場所：3に同じ
- (3) 方法：持参または郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。）すること。
- (4) 参加資格の確認
 - ア 参加資格の確認の結果は、参加表明書を提出した者（以下「表明者」という。）に対して、令和7年1月14日（火）までに、書面により通知する。
 - イ 参加資格が認められなかった者に対しては、その旨とその理由を書面により、愛媛県公営企業管理者から通知する。
 - ウ イの通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）を持参、郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこ

れらに準じるもので最終日の17時15分までに到着したものに限り。)、FAX又は電子メール(着信を電話で確認すること。)により、愛媛県公営企業管理者に対して理由について説明を求めることができる。

エ ウの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

オ 理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

- ① 受付場所：3に同じ
- ② 受付時間：8時30分から17時15分まで

(5) 辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和7年1月31日(金)17時15分までに、辞退届(様式2)を提出すること。

4 説明書に関する質問の受付及び回答

本説明書に質疑がある場合は、企画提案質問票(様式3)を送付すること。

- (1) 受付期間：令和6年12月17日(火)8時30分から令和7年1月22日(水)17時15分
持参する場合は、執務時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日以外の日の8時30分から17時15分までをいう。)に限る。
- (2) 場 所：3に同じ
- (3) 方 法：持参、郵送(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準じるもので受付期間の最終日の17時15分までに到着したものに限り。)、FAX又は電子メール(着信を電話で確認すること。)によること。
- (4) 回答方法：質問者に対する回答は、質問を受理した日から7日間(休日を含まない)以内に、FAXまたは電子メールにより、回答を送付する。

5 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の作成方法

提案書は任意様式とするが、①～⑤の各項目は必須項目として作成・準備すること。

- ① 会社概要(直近決算書2期別を資料として添付すること。)
- ② 導入予定のシステム・ソフト内容
 - ア システムの基本的な考え方及び方針
 - イ システムの機能性、拡張性、処理能力等
 - ウ 他病院での導入実績
 - エ データアウトプットの柔軟性(現場要望への対応)
 - オ セキュリティ対策
- ③ 委託事業の実施体制
 - ア 業務執行体制と責任体制
 - イ 現場代理人の実績
 - ウ 臨時、救急物品への対応
 - エ 要員計画
 - オ 社員教育及び研修体制
 - カ 診療報酬改定時及び災害等緊急時の対応
- ④ 診療材料費削減に向けた提案
 - ア 有効期限切れ管理及びトレーサビリティ管理

- イ 消費データに基づく定数見直し
- ウ 診療材料の保険請求漏れ対策
- エ 同種品提案、品目絞込み等の削減提案
- オ 購買データ及びベンチマークの分析
- カ 価格交渉の手法
- キ その他経営の合理化のための提案等

⑤ 見積書（年度別、病院別に作成すること。）

(2) 期限：令和7年1月31日(金)17時15分

(3) 場所：3に同じ

(4) 方法：持参または郵送（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。）すること。

(5) 部数：13部（正本1部、副本12部、A4判を基本とする。）

6 最優秀提案者の選定

(1) 愛媛県立病院物品管理運営業務委託業者選考審査会（以下「審査会」という。）を設置し、各項目について以下の評価項目に基づき審査・評価を行い、最優秀提案者を選定する。

- ① 経営基盤の安全性に関する評価
- ② 物品管理システムに関する評価
- ③ 管理運営業務体制に関する評価
- ④ 診療材料費削減に向けた提案に関する評価
- ⑤ 委託料（コスト）に関する評価

(2) プロポーザル参加者が1社の場合でも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準に達しない場合は、最優秀提案者として選定しない。

(3) 審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）は状況により次のとおり実施する。
なお、詳細については別途通知する。

日時：令和7年2月中旬

場所：伊予鉄道本社ビル内会議室

7 審査結果の通知

審査会の審査結果については、企画提案者に文書で通知する。なお、総合評点が2位以下の提案者については、点数のみ公表する。

8 契約の締結

6により最優秀提案者として選定された者と契約交渉を行う。

契約交渉が不調のときは、5に基づき順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

なお、本契約は「愛媛県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除するものとする。

また、この契約は、履行期間の始期の属する年度にかかる予算の議決を条件として成立するものとする。

9 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽を記載した者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却せず、企画提案者の選定及び企画提案書の評価・審査以外には、企画提案者に無断で使用しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書の受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めない。
- (5) 手続において使用する言語、通貨及び単位
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
 - ウ 単位 日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位